明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の日から平成二十二年五月三十一日までの間における第一条の規定の適用については、同条第三号中「第七十条の十三」とあるのは、「第七十条の十二」とする。

2　この政令の施行の日から平成二十二年九月三十日までの間における第二条の規定の適用については、同条第三号中「第五十七条の十第二項」とあるのは「第五十七条の十第二項」と、同条第十三号中「第六十八条の五十九第三項」とあるのは「第六十八条の五十九第二項」とする。

（財務省組織令の一部改正）

第三条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条に次の一号を加える。

四　租税特別措置の適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告に関する事務の総括に関すること。

財務大臣　菅　**直人**
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

平成二十二年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

府　令

○内閣府令第十一号

保険法（平成二十年法律第五十六号）の施行に伴い、消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

二十二　保険法（平成二十年法律第五十六号）第七条、第十一条、第二十六条、第三十三条、第四十一条、第四十九条、第五十三条、第六十五条、第七十条、第七十八条、第八十二条及び第九十四条

附　則

この府令は、平成二十二年四月一日から施行する。

政令第六十八号

平成二十二年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第二項第二号及び第四項並びに第三十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（調整対象給付費見込額に係る率）

第一条　平成二十二年度における高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号の政令で定める率は、百分の百四十六とする。

（前期高齢者加入率の下限割合）

第二条　平成二十二年度における法第三十四条第四項の政令で定める割合は、百分の一とする。

（負担調整基準率）

第三条　平成二十二年度における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の四十六とする。

附　則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

○内閣府令第十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号を次のように改める。

一　当該有価証券信託受益証券に係る信託財産に次に掲げる財産以外の財産が含まれないこと。

イ　受託有価証券

ロ　受託有価証券に係る受取配当金、利息、その他の給付金

ハ　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第百二十七条の三十二第一項に規定する措置に要する費用に充てるための金銭その他の財産

第二条の七第四項中「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）」を「社債等振替法」に改める。

第十九条第二項第二号ニ中「又は新株予約権証券」を「、新株予約権証券又は新株予約権付社債券」に改め、同項中第九号の三を第九号の四とし、第九号の二を第九号の三とし、第九号の次に次の一号を加える。

九の二　提出会社の株主総会において決議事項が決議された場合（当該提出会社が法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当する株券の発行者である場合に限る。）次に掲げる事項

イ　当該株主総会が開催された年月日

ロ　当該決議事項の内容

ハ　当該決議事項（役員の選任又は解任に関する決議事項である場合は、当該選任又は解任の対象とする者ごとの決議事項）に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

ニ　ハの議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数（株主の代理人による代理行使に係る議決権の数並びに会社法第三百十一条第二項及び第三百十二条第三項の規定により出席した株主の議決権の数に算入する議決権の数を含む。）の一部を加算しなかつた場合には、その理由

第二号様式記載上の注意(5)a及びbを次のように改める。

a　提出会社が法第24条第１項第１号又は第２号に掲げる有価証券（ただし、法第５条第１項に規定する特定有価証券を除く。）を発行する者である場合には、次のとおり記載すること。

(a)　提出会社の企業統治の体制（企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。）の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、その他の提出会社の企業統治に関する事項（例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第１項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。

また、会社法第373条第１項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。